

## 第 43 回財務省 NGO 定期協議質問書

### 議題 1：世界銀行の情報公開政策改訂と政策改訂の適切なプロセスについて

提案者：田辺有輝、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

背景：

11 月 17 日、世界銀行の新しい情報公開政策が理事会で承認された。新しい情報公開政策は、幅広い改善点が見られ、とりわけ情報公開請求に関する独立審査制度の導入は MDBs において初であり、大変評価している。ただ、これまで何度か財務省のご担当者との議論させて頂いた中で NGO 側の質問に対して十分な説明がないまま理事会で承認されてしまったことは大変残念である。情報公開政策の改訂プロセスはほぼ終了したものの、今後の政策改訂で適切なプロセスを形成するために、以下について議論させて頂きたい。

質問：

1. 11 月 17 日の理事会における議論内容及び日本理事の発言・投票行動を教えてください。
2. 世界銀行による 11 月 17 日のプレスリリースによると、新しい情報公開政策の文書は、12 月に公開されるとのことである。10 月 16 日のドラフトとの変更点があれば教えてください。
3. 以下の点について、財務省の判断理由・検討結果を教えてください。
  - 理事会の Transcripts を一律非公開にする理由：9 月 11 日の財務省 NGO 定期協議にて、NGO 側から、理事会の議論の中には公開しても問題のない議論がある中で、理事会の Transcripts を一律に非公開にする理由を伺ったところ、財務省側から「自由で率直な意見を担保するため」という回答があった。NGO 側から具体的な説明がないと分からないと指摘したところ、財務省側から「自由で率直な議論というワンフレーズで全部非公開にするという議論だけだとすると確かに足りない気がする」というコメントがあった。以来、この点について何度か財務省とやり取りさせて頂いたが、具体的なご説明は頂けていないと理解している。
  - 非公開事由において内部の検討情報を一律非公開にする理由：ADB は PCP のパラ 126 の 2 で「Information exchange, (中略) if disclosed, would or would be likely to compromise the integrity of the deliberative and decision making process」と規定しており、内部で交換される情報かつ公にすることによって integrity が損なわれる情報に限定している。しかし、世界銀行の情報公開政策ドラフト、Annex C の 9(b)では、「Information prepared for, or exchanged during the course of its own internal deliberations」となっており、内部の検討情報を一律非公開にしている。なお、日本の情報公開法でも、第五条の五で「国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定されており、内部での意見交換を一律非公開にはしていない。また日本以外の多くの国でも同様の規定を有している。
4. 今回、財務省側と十分に議論ができなかったひとつの要因として、世界銀行事務局がパブリックコメントにおいて外部ステークホルダーからの意見に対する回答、意見を採用した理由／採用しなかった理由を公表することが大きく遅れ、かつ世界銀行事務局の回答も不十分であったことがあげら

れる（なお、アジア開発銀行の情報公開政策やセーフガード政策の改訂では、外部意見に対する対応状況及び理由の返答は適切に行われている）。今後、世界銀行の政策改訂においてこのような事態を回避するために、外部意見に対する対応状況及び理由の返答をルール化する必要があると思われるが、財務省の意見を伺いたい。なお、日本では行政手続法第 43 条第 1 項において提出意見を考慮した結果及び理由を公にすることが定められている。

5. MDBs の政策改訂において、今後、財務省と NGO のコミュニケーションを十分行えるようにするために、NGO 側に改善すべき点があれば、ぜひ伺いたい。

## 議題 2：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）の環境社会影響と影響住民の長期的な生計回復に向けた課題について

提案者：インターナショナル・リバーズ 松本郁子／メコン・ウォッチ 東智美・木口由香

### 背景：

ナムトゥン 2 水力発電事業は、2010 年 3 月 15 日に商業運転の開始（Commercial Operation Date: COD）が予定されている。商業運転を前に、長期的な影響住民の生計回復を視野に入れた以下の課題について、早急に対応する必要がある。

インターナショナル・リバーズは 2009 年 5 月および 11 月に、メコン・ウォッチは 2009 年 9 月にそれぞれ本案件の影響地域を訪問し、ナムトゥン 2 電力会社（NTPC）、世界銀行、ADB と会合を持った。そのなかで明らかになった以下の課題について、財務省の見解を伺いたい。

### 1. モニタリングレポート等の公開について

インターナショナル・リバーズの世界銀行およびアジア開発銀行への書簡の中で、①Living Standard Management Survey、②Evaluation of the Savings and Credit Scheme in the Downstream Area、③Food Consumption Monitoring Program、④プロジェクトに関する水質調査（貯水池およびセバンファイ川）、漁獲高の推移（貯水池およびセバンファイ川）、河川浸食、影響住民の栄養状況、社会経済変化などのモニタリングデータ、⑤Independent Monitoring Agency のモニタリングレポートの公開を求めている。これまでに、ナカイ高原での移転世帯の健康管理に関する 2007 年のレポートが公開されているが、それ以外のモニタリングレポートは公開されていない。

ナカイ高原、プロジェクト現場、およびセバンファイ川下流での影響住民の長期的な生計回復は事業の成果を図る上で最も重要な課題のひとつであり、影響住民の生計回復を計る上で不可欠であるこれらの文書は一般に公開されるべきであると考え。世界銀行およびアジア開発銀行はこれらの要請に関してその回答の中で、社会経済データの公開の可能性について一部触れているものの、それ以外のモニタリングデータ、レポートの公開についてなんら返答を行っていない。

### 質問 1

世銀・ADB は、NTPC が説明責任を果たし、これらの情報を公開するように働きかけるべきであると考え、財務省のお考えをお聞きしたい。また、情報が非開示の場合、その根拠は何か。その根拠に対する財務省のご判断をお聞きしたい。

### 2. 移転住民の長期的な生計回復について

同事業によって水没地に暮らしていた約 6,200 名の先住民族が移転を強いられた。移転村では、実施企業である NTPC によって、農業・畜産・漁業・林業・小規模ビジネスを柱とする生計回復プログラムが実施されている。しかし、貯水池漁業以外に村で新たな生計回復プログラム（養豚や市場での販売を目的とした野菜栽培など）に参加している世帯は各村で 1-2 世帯に過ぎず、生計回復プログラムの実施が大幅に遅れている。また、換金作物や手工芸品の販路が未だに見つかっていない、灌漑設備の整備が遅れている、家畜の放牧地が絶対的に不足している、移転村建設のための木材利用が終了した後の林業モデルが確立していないなど、長期的な生計回復の道筋が立っていない中で、移転住民は将来性が不明な貯水池漁業に依存している。

また、事業の Concession Agreement では、「収入 2 倍」という移転プログラムの目標を掲げ、NTPC や世界銀行は多くの世帯がこの目標を達成したとしている。しかし、前述のように、Living Standard Management Survey は公開されておらず、収入増の要因は、家畜の販売あるいは森林組合の配当など一時的な収入によるものである可能性も高く、持続的な生計回復がなされているかどうかといった視点で検証する必要がある。

#### 質問 2-1

収入のみを基準にとった場合、同事業による移転住民の「貧困削減」は一見達成されるようにみえるが、移転後、影響住民は現金収入に依存しなければ生活できなくなっている。事業がこうした状況をつくりだしていることを鑑みれば、移転前後の住民の生活の質的な変化を考慮しない短期的な収入の増減を基準にするのではなく、住民の生活の変化を考慮して、長期的な生計回復の状況を判断すべきであると考え、財務省のお考えをお聞きしたい。

#### 質問 2-2

長期的な生計回復を確保していくために、NTPC が、遅れている灌漑や換金作物の市場開拓といった生計回復策を早急に進め、移転住民が不安定な貯水池漁業のみに依存することがないように、財務省としても、世銀・ADB に積極的に働きかけていただきたいと考えるが、いかがか。

### 3. 脆弱層への対応について

移転村での聞き取り調査では、移転村内の貧富の格差の拡大が見られた。例えば、移転住民には NTPC から貯水池漁業のためのボートが支給されている。しかし、ボートのエンジンは自己負担で、遠方への漁業はガソリン代などの投資が必要であるため、初期投資ができる世帯とできない世帯の間に、漁獲量やボートで採取に行く樹液などの非木材林産物へのアクセスの有無などに差が生じていた。こうしたことが移転住民の収入格差につながっている。NTPC は上記のような格差に対する対応として、脆弱層には米の支給などの個別の対応を行うとしている。しかし、米を買うのに十分な収入が得られず家畜を売って米の購入に当てている世帯もあり、脆弱層の認定の基準は不明確である。

#### 質問 3

世銀は、国際ナショナル・リバーズとの議論の中で、生計回復は村全体の収入の推移を見ており、個々の世帯別の収入動向まで計りきれないと述べている。しかし、開発事業においては、新しい生計手段に転換するリスクを取ることがより難しい脆弱な世帯がより貧困化することがあってはならないと考える。脆弱層の認定が適切に行われ、食料支援等の緊急援助および、脆弱層の状況に配慮した生計回

復プログラムの実施が必要であると考え、財務省のお考えをお聞きしたい。

#### 4. セバンファイ川下流の漁業補償について

現在の NT2 のセバンファイ川下流への漁業補償は、村落基金を通じての新たな生計手段の確保が補償の柱となっている。しかし、インターナショナル・リバーズが行ったこれまでの村落基金のパイロットプロジェクトの実施状況の調査から、この手法では最も脆弱でセバンファイ川での漁業を重要な蛋白源にしている世帯は、事業の失敗により借金を抱えることのリスクをとりきれず、また、基金への事業申請への詳細な手続きに対処しきれず基金の利用を避ける傾向にある。さらに、最下流（Lower Xe Bang Fai）地域と内陸地域では、まだ基金の設置が行われていない。

セバンファイ川流域への影響について、NTPC は「漁業を主な生業にしている世帯はいない」として、漁業への依存度が高い世帯への個別の補償は行わないとしている。しかし、インターナショナル・リバーズが 2009 年 11 月にセバンファイ川流域の村で行った調査では、少なくとも村で 2-3 世帯は漁業を主な生計手段にしているとの結果を得ている。NTPC はインターナショナル・リバーズとの会合（2009 年 11 月 25 日）の中で、「もし、漁業を生業としている世帯がいるとすれば、影響が出てから苦情申し立て制度にかければよい」と発言したが、住民が漁業被害を立証できるような個別世帯の漁業収入に関するベースライン調査は行われていない。

##### 質問 4-1

セバンファイ川沿いの漁業被害に対し、漁業への依存度に関わらず、村落基金の設置によって一律に対応するという現在の手法について、財務省としては十分なものであるとお考えか。特に脆弱層への適切な補償を行うために、村落基金以外の補償のあり方が検討されるべきであると考え、財務省のお考えをお聞きしたい。

##### 質問 4-2

COD 後に漁業被害が発生した場合、各世帯のベースラインデータがないために被害が立証できないとして、住民が苦情を申し立てても補償を受けられないということがあってはならないと考える。財務省の見解はいかがか。COD 前に、苦情申し立て制度に頼らない適切な漁業補償に関する枠組みが検討される必要があると考えるが、財務省のお考えをお聞きしたい。

参考資料：

- ・ インターナショナル・リバーズから世銀・ADB への書簡（2009 年 9 月 8 日）
- ・ 世銀・ADB からインターナショナル・リバーズへの回答（2009 年 10 月 22 日）
- ・ メコン・ウォッチ現地訪問（2009 年 9 月）報告

#### 議題 3：カンボジア・国道 1 号線（ADB 区間）：SPF の関与の継続について

事業名 国道 1 号線改修事業（ADB 融資、Loan-1659 CAM）<sup>1</sup>、能力開発収入回復プログラム（ADB 技術協力、TA-7366 CAM）<sup>2</sup>

<sup>1</sup> GMS Phnom Penh-HCMC Road <http://www.adb.org/Projects/project.asp?id=30513>

<sup>2</sup> Capacity Development for Income Restoration Programs  
<http://www.adb.org/Projects/project.asp?id=43174>

提案者 土井利幸（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ、代表理事）

### 【背景】

アジア開発銀行（ADB）のカンボジア・国道1号線改修事業に対する被影響住民63世帯による異議申立て及びその進展については、これまでも日本政府・財務省と本協議会の場などを通じてさまざまな形で協議させていただいてきました<sup>3</sup>。今回は、特に本件におけるADBの特別事業ファシリテーター（SPF）の役割に焦点を当てて質問・協議させていただきたいと思いますが、この点についても、これまで何度か協議会の討議の対象となっております<sup>4</sup>。

まず、異議申立てに対する最近の進展ですが、2009年10月1日、ADBは住民の抱える問題への解決策として、57万5,000米ドル（約4,890万円）からなる無償技術援助、「能力開発収入回復プログラム」（Capacity Development and Income Restoration Programs、以下ではCDIRP）を承認しました。CDIRPは、以前にADBが提案した「生計安定化プログラム」（Livelihood Stabilization Program）と比べて、63世帯住民の問題に直接焦点を当てた解決策であり、なによりその一部に住民組織に対する無償資金供与を通じた債務問題の改善が確約されていることから、63世帯住民としても同意のできるものでした。住民にとって今後の最大の懸念は、CDIRPが約束通りかつ迅速に実行されるかという点で、この懸念は、移転から10年以上にわたって、度重なるADBカンボジア事務所（CARM）への働きかけや、ADB事務局（Management）の監査によっても未だに問題解決に至っていない現状から、当然起こってくる感情である点をまずご理解いただきたいと思います。

一方で、本件が住民にとって同意できる解決策の承認にまで至った要因としては、SPFが住民の異議を適格であると判断した点が大きいのと思われます。また、ADB事務局が解決策を検討する期間中、SPFが本件異議申立てを停止（hold）の状態のまま有効とし、本件に対する関与を継続した点も重要であったと思われます。

以上の経緯から63世帯住民は、SPFが今後も本件に継続的に関与することで、CDIRPの十分かつ迅速な実施が実現できると考え、2009年11月、SPFに対して関与の継続を要請しました（添付資料1）。その後、63世帯住民の代理を務めるカンボジアのNGO、Conservation and Development on Cambodia（CDCam）から補足説明もSPFに送付されています（添付資料2）。また、CDCamは、同じく63世帯住民を支援するOxfam Australia及びメコン・ウォッチとともに、11月20日、SPFと電話会談によって本件について協議いたしました。

ところが、SPFは63世帯住民の要請に同意せず、本件の異議申立てを「これ以上停止の状態にはできない」旨11月20付け書簡にて回答してきました。SPFはその理由として、これほど長期にわたって

<sup>3</sup> 第39回協議会 NGO側議題4 <http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof39.pdf>、第40回 NGO側議題2 <http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof40.pdf>、第41回 NGO側議題2 <http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof41.pdf>

<sup>4</sup> 第36回協議会 NGO側議題1 <http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof36.pdf>、第37回協議会 NGO側議題4 <http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof37.pdf>

異議申立てを有効（open）にしておく規定が政策に存在せず、SPF が本件についてこれ以上できることはないとしています（添付資料3）。

これに対して、私たちは、SPF が本件異議申立てに継続して関与することは政策の趣旨にのっとり、CDIPR の十全な実施にとって意味があるとの視点に立って、63 世帯住民の要請を支持する立場から、以下の点について協議をさせていただきたいと考えます。

なお、以下の点の多くは、11 月 20 日の協議の場ですでに SPF にも伝えてありますが、今回はあらためて SPF から回答をいただき、日本政府・財務省としてのご判断をお聞きすることを主眼としております。

1. 【質問】以下の点から、SPF が本件異議申立てを今後とも有効として継続的に関与することは政策の趣旨と照らしても可能かつ有意義だと思われませんが、財務省のご判断をお聞かせ下さい。

- 1) 異議申立てへの解決策として CDIPR が承認されるまで 2 年以上経過した主な理由は、ADB 事務局が住民の同意できる解決策を提示できなかったことにある。CARM は当初、2008 年 2 月に解決策を提示すると言いつつ、同年 5 月にようやく LSP を提案してきた。しかし、LSP は住民や支援 NGO だけでなく、日本政府・財務省としても納得のできる解決策ではなかった。この間、住民や支援 NGO は CARM に解決策の早期提示を促し、内容に対しても改善に向けた見解を述べるなど真摯に対応してきた。CARM の責任である長期化を根拠にして住民に不利な判断を下すのは、SPF が住民のために設置された部局である趣旨に反する。
- 2) 政策は問題解決に向けて時間的な制約を設けていない。問題解決という目的の性質を考えれば、数年以上の時間が経過することもやむを得ない。SPF の関与は時間ではなく、問題解決への有意性を基準として柔軟に判断されるべきである。
- 3) 現在の「停止（hold）」という政策規定外の措置は、そもそも SPF が本調査のための現地訪問を実施できなかったことに起因している。
- 4) SPF の関与が ADB 事務局による CDIPR の提案・承認および LSP から CDIPR への改善に寄与した。このことから、SPF の継続的な関与が住民の望む CDIPR の十全かつ迅速な実施にも寄与する点が期待できる。
- 5) 現時点では解決策が承認されただけで、実際の問題解決は確認されていない。SPF には解決策の有効性の確認という任務が残されている。

2. 【質問】以下に列挙した理由により、SPF は本件異議申立てを今後とも有効とした上で、具体的な SPF の関与のあり方を、住民/支援 NGO、CARM、カンボジア政府などのステークホルダーと協議・決定すべきであると思われませんが、財務省のご判断をお聞かせ下さい。

- 1) SPF は回答の中で「教訓化」といった形での今後の関わりを提案しているが、異議申立てを有効とした上での関与でなければ、こうした「教訓化」の問題解決に対する寄与は疑問である。
- 2) SPF は今後の関与のあり方について、CARM やカンボジア政府と十分に協議をした形跡が見られない。最近、世界銀行（世銀）の土地管理プログラムに対する被影響住民からの異議申立て

に関して、カンボジア政府は世銀パネルの現地訪問を受け入れており、カンボジア政府の異議申立てへの対応も変化している可能性がある。

3. 【質問】SPFは63世帯住民に対する回答で、「住民がCDIRPによって不利な結果（adverse effect）を被る場合は、あらためて異議を申立てることができる」旨説明しています。CDIRPの性格から考えると、住民にとって想定される「不利な結果」とは、いわゆる「直接的で物理的な被害」ではなく、CDIRPが問題解決策としての効果を発揮しない状況であると思われます。SPFの今回の住民に対する説明は、CDIRPが問題解決策としての効果を発揮しない状況が、住民にとっての「不利な結果」に該当するということでしょうか。SPFの回答に基づく財務省の見解をお聞かせ下さい。

#### 議題4：カンボジア立ち退き問題～ドナーの対応はこれでよいのか

提案者：メコン・ウォッチ 土井利幸／満田夏花

##### 1. 背景

カンボジアの都市域を中心にして激化している立ち退き問題については、第42回提起協議において提起させていただいた通りである。現地NGOの報告によると、2003年から2008年の5年間に強制立ち退きや打ちこわしなどの人権侵害を経験した住民は13州で5万3,758世帯（約25万人）に達し、全国でさらに15万人（2008年時点での試算）が立ち退きを強制される可能性がある。

現下の強制立ち退きや土地紛争の頻発の背景には、カンボジアの国内の土地制度の未整備や投機的な開発問題が挙げられることが多いが、それとともに、投機的ディベロッパーの跋扈を放置あるいは公共用地の使用権を提供しさえしてきているカンボジア政府およびプノンペン市当局の、強権的な姿勢があると考えられる。

さらに、最近では、カンボジア政府を批判する者が弾圧を受ける、デモ・集会を規制する法やNGOの活動の制限を強化する動きがあるなど、言論の自由の制限がさらに強まる傾向にある。立ち退きにおいて被害を受けた住民や彼らを援護するNGOが声をあげづらい状況が生じている。

一方、世銀の「土地管理実施プロジェクト」（LMAP）、ADBの「移転の法的枠組みと組織能力強化プロジェクト」についても、所定の効果は上がっていない。なによりも、カンボジア政府がその支援を誠実に実施し、その結果を活用しているとは到底言えない。

このような状況下で日本およびADB等が大規模インフラ建設を次々に支援することは、カンボジア政府の現在の姿勢を容認し、また、カンボジアが現在抱える立ち退きをめぐる問題の根本を温存することにつながりかねず、疑問を感じている。

##### 【質問】

1. カンボジア政府が現在制定を進めている「収用法 Law on Expropriation」と、ADBのT/A「移転の法的枠組みと組織能力強化プロジェクト」（TA 4490-CAM）の成果との関係をご教示頂きたい。同T/AのCompletion Reportの中で、T/Aの成果であるsub-decreeと収用法をリンクさせるべきではないと述べているが、両者の関係はどのような位置付けになるのか。仮に収用法が、T/Aの成果であるsub-decreeを実現できないような内容である場合、ADBはどのような対応をとるかにつき、見解をおききたい。

2. ADB、世銀、日本政府は、収用法ドラフトに関してコメントを求められたか。

3. ADBの「カンボジア国別戦略プログラム」(CSP、2005～2009年版)では、「ADBの対カンボジア・ポートフォリオ改善のため」という文脈の中で当時進行中の7件の援助案件について、ADBの移転政策や融資契約への不遵守を認め、カンボジア政府が改善を約束したとの記述がある(第52段落)。この約束は履行されているのか。ご見解をおききたい。

4. ADBは現在、カンボジアで、GMS Rehabilitation of the Railway in Cambodia(プロジェクト番号37269、ADFから4,200万米ドルを拠出)を実施中である。この事業は、822世帯の完全移転を含む2,629人の移転や、現在線路上で竹製の運搬機を運営して現金を獲得している189人の生計獲得手段に対して影響が生じる。さらに、ADBは本鉄道改修事業に対して、ADFから4,794万米ドルの追加融資を検討中(2009年12月1日の理事会で承認予定)でもある。

「背景」で記述したように、ADBの主としてカンボジア政府側の理由により成果を上げておらず、「3.」で記述したように現在進行中の融資案件に関して政策の不順守がみとめられている状況を放置して、このような大規模な移転を伴う事業を支援することには疑問を感じるが、ご見解をおききたい。

5. 日本としても、同様の理由で、住民移転を伴う経済インフラ開発支援の見直しが求められていると考える。とりわけ、過去のODAにおける住民移転の社会的な影響の検証を十分行い、その教訓をODAの戦略に生かすこと、また、人権等に十分配慮した住民移転や土地政策に関連した制度設計支援を優先した援助戦略に転換することが重要であると考えますが、財務省のご見解はいかがか。

#### 議題5：有償資金協力勘定準備金の無償資金協力等への活用について

提案者：FoE Japan 清水規子

##### 【背景】

11月24日、行政刷新会議による「事業仕分け」第二会場において国際協力機構(JICA)の海外投融資の配当金に関する議論があった。その中で、海外投融資の配当はこれまでに約680億円の利益金があり、またそれは損失と相殺した後、有償資金協力の準備金に振り分けられるという外務省・JICA側からの説明があった。

有償資金協力による利益金については、国際協力機構法(機構法)第17条第1項第1号において、有償資金協力勘定の損益計算において前事業年度からの損失を埋めてもなお利益が生じた場合、準備金として積み立てることが規定されている。つまり、有償資金協力によって生じた利益は、無償資金協力等に使うことは、機構法によって不可能となっているのが現状である。

しかしながら、準備金は、昨年度929億円にも上っている。このような巨額の資金は、単に有償資金協力の準備金として勘定するのではなく、これをより効率的なODA予算を目指し、有効に活用すべきであるという問題意識にたち、以下質問する。

##### 【質問】

1. 背景に示した議論は、今後の海外投融資のあり方にも関連する。現在の海外投融資の制度設計に関わる検討状況を、利益金の使途も含めてご教示頂きたい。
2. 過去の海外投融資の出資については、出資当時から年月が経ち、JICAがODAの一貫として関与

する意味も見直すべきである。その上で、「ODA として」関与する意義がなくなった／薄くなったものについては出資金を引き上げ、その分政府収入として確保した方が、出資金を現在のまま半永久的に残しておくよりも有効だと考えるが、いかがか。その弊害があればご教示頂きたい。

3. 2 で述べたように、海外投融資の出資を売却すべきものは売却した上で、税金を充てる一般会計の ODA 予算のスリム化のためには、その他有償資金協力の準備金を無償資金協力等に充てるべきではないか。
4. 有償資金協力の準備金を無償資金協力等に充てるにあたっては、機構法第 17 条第 1 項第 1 号が障害になるが、ODA 予算のスリム化のためにはこれに変更を加えるべきだと考えるが、いかがか。あるいは、変更を加えることによる弊害はあるのか。
5. 最後に、政府出資金が 7 兆 3900 億もあるが、昨年度の準備金の総額は約 4900 億円にも上る。このような多額の政府出資金があるなか、準備金を積み立てておく理由は何か。